

# 仕様書

## 1 適用

この仕様書は、秋田市総合環境センター余剰電力売却（単価契約）に適用する。

## 2 一般事項

(1) 所在地	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番地 1
(2) 対象施設	秋田市総合環境センター
(3) 業種	一般廃棄物焼却施設
(4) 電気諸元	
ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 電気方式	常用線の 1 回線
ウ 供給電圧（標準電圧）	60,000 V
エ 計量電圧（標準電圧）	60,000 V
オ 標準周波数	50 Hz
カ 契約電力（需給電力）	
常時電力	3,000 kW
自家発補給電力	600 kW
キ 発電設備	
1号蒸気タービン発電機	8,500 kW (法認定設備)
太陽光発電設備	40 kW (法認定外、逆潮流無)
(5) 発電設備諸元	

当センターは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第9条に規定される認定を受け、令和4年8月17日をもって法で定められた調達期間が終了している。

参考として、設備認定の内容を以下に示す。

ア 設備ID	R000058B05
イ 発電事業者名	秋田市
ウ 設備の区分	バイオマス発電設備（一般廃棄物） (法施行規則第3条第30号)
エ 発電出力	8,500 kW
オ 設備の名称	総合環境センター第1号発電設備
カ 使用燃料	一般廃棄物および建設資材廃棄物
キ バイオマス比率	49.124% (一般廃棄物分 47.230%) (建設資材廃棄物分 1.894%)

(6) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

秋田市（以下「甲」という。）所有の秋田市総合環境センター構内第一鉄構に施設した東北電力ネットワーク株式会社所有の引留装置の取付点および同社所有の耐張クランプと甲所有のジャンパーソケットとの接続点である。

### 3 仕様

(1) 受給開始日および受給期間

受給電力の受給開始日および受給期間は、次のとおりとする。なお、本契約締結後、購入者（以下「乙」という。）は、受給開始日までに一般送配電事業者と託送供給契約および接続供給契約を締結し、電力供給に必要な工事を終了して、余剰電力の受給が可能な状態とすること。

ア 受給開始日 令和8年4月1日前0時

イ 受給期間 受給開始日から

令和9年3月31日午後12時まで

(2) 予定受給電力量

区分	季節・時間帯		予定受給電力量
バイオマス電気分電力量	平日昼間	夏季	1,181,771 kWh
		その他季	3,368,047 kWh
	夜間および休日等		5,298,271 kWh
小計			9,848,089 kWh
非バイオマス電気分電力量	平日昼間	夏季	1,223,918 kWh
		その他季	3,488,168 kWh
	夜間および休日等		5,487,234 kWh
小計			10,199,320 kWh
合計			20,047,409 kWh

(3) 季節区分

本契約における季節区分は、次のとおりとする。

ア 夏季

7月1日から9月30日までの期間で、休日等に定める日を除く日とする。

イ その他季

4月1日から6月30日までの期間および10月1日から翌年の3月31日までの期間で、休日等に定める日を除く日とする。

ウ 休日等

休日等に定める日は、次のとおりとする。

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、  
12月29日、12月30日、12月31日

(4) 時間帯区分

ア 平日昼間

午前8時から午後10時までの時間とする。

イ 夜間

平日昼間以外の時間とする。

(5) 料金区分

本契約における料金区分は、次のとおりとする。

ア バイオマス電気分

(ア) 平日昼間夏季

バイオマス電気分の夏季の平日昼間における受給電力量に適用する。

(イ) 平日昼間その他季

バイオマス電気分のその他季の平日昼間における受給電力量に適用する。

(ウ) 夜間および休日等

バイオマス電気分の夜間および休日等における受給電力量に適用する。

イ 非バイオマス電気分

(ア) 平日昼間夏季

非バイオマス電気分の夏季の平日昼間における受給電力量に適用する。

(イ) 平日昼間その他季

非バイオマス電気分のその他季の平日昼間における受給電力量に適用する。

(ウ) 夜間および休日等

非バイオマス電気分の夜間および休日等における受給電力量に適用する。

(6) 受給期間における季節別時間帯別割合の比率は、次のとおりとする。

ア 平日昼間夏季 11.8%

イ 平日昼間その他季 34.2%

ウ 夜間および休日等 54.0%

(7) バイオマス比率の算定

甲は、原則として毎月ごみ組成調査を行い、バイオマス比率を算定するものとし、乙からバイオマス比率の提供について依頼があった場合は、乙に通知するものとする。なお、感染症拡大などの要因によりごみ組成調査の実施が困難と認められる場合は、国の方針等に従い算定するものとする。

(8) バイオマス電気分に含まれる環境価値

本市でCO<sub>2</sub>排出量の定期報告を行っているため、売却する電気については乙によるCO<sub>2</sub>排出量の定期報告は不要である。また、本契約により売却するバイオマ

ス電気分に含まれる環境価値については、乙に帰属するものとする。

#### (9) 発電側課金の取扱い

発電側課金は、その都度、甲から乙に支払うものとし、その都度、乙から一般送配電事業者に支払うものとする。ただし、次の場合には、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じて払い込み等により甲から一般送配電事業者に支払うものとする。

- ア 甲が料金を支払期日までに乙に支払わなかつた場合
- イ その他、一般送配電事業者が必要と認めた場合

### 4 受給電力の計量

#### (1) 計量および検針

受給電力量の計量は、売却地点に一般送配電事業者が設置した計量法（平成4年法律第51号）の規定に従つた電力量計（取引用電力量計ならびにその他計量に必要な付属装置および区分装置をいう。）によるものとする。

計量値の検針は、一般送配電事業者が指定する日に一般送配電事業者が自動検針により行うものとし、その結果を乙に通知する。乙は、一般送配電事業者から通知された検針結果を速やかに甲に通知し、甲および乙は、その結果について相互に確認するものとする。

#### (2) 計量日

毎月1日午前0時

#### (3) 算定期間

毎月の1日から末日までの期間

#### (4) 甲乙の計量値に不具合又は差異が生じたときは、その時間内の受給電力量について、その都度甲乙協議して決定するものとする。

### 5 料金の算定

乙が甲に支払う毎月の料金は、次に定める電力量料金と消費税等相当額の合計とする。

#### (1) 電力量料金

電力量料金は、4により計量された各電気分の各時間帯における受給電力量に各料金単価を乗じたものとし、次のとおりとする。

$$\text{電力量料金} = (A \times B) + (C \times D) + (E \times F) + (G \times H)$$

A：バイオマス電気分の平日昼間夏季又は平日昼間その他季の受給電力量 [kWh]

B：バイオマス電気分の平日昼間夏季又は平日昼間その他季の単価 [円/kWh]

C：バイオマス電気分の夜間および休日等の受給電力量 [kWh]

D：バイオマス電気分の夜間および休日等の単価 [円/kWh]

E：非バイオマス電気分の平日昼間夏季又は平日昼間その他季の受給電力量 [kWh]

F：非バイオマス電気分の平日昼間夏季又は平日昼間その他季の単価〔円/kWh〕

G：非バイオマス電気分の夜間および休日等の受給電力量〔kWh〕

H：非バイオマス電気分の夜間および休日等の単価〔円/kWh〕

### (2) 消費税等相当額

この契約における消費税相当額とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課される消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

### (3) 料金の算定における端数処理

消費税等が課される金額および消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数は切り捨てるものとする。

## 6 料金の支払い

甲は、5により算定された当該月分の料金を翌月の15営業日までに乙に請求し、乙は、その内容を確認した後、請求書を受領した日の属する月の翌月の末日（末日が金融機関の休業日の場合は翌営業日。）までに、甲が別途指定する預金口座に支払うものとする。

## 7 系統連系に関する事項

(1) 平成20年に受電側接続検討を行い、甲の設備を当該地域を管轄する一般送配電事業者の電力系統に連系するために必要な工事を実施済みであるが、乙による託送供給契約や接続供給契約の申込みを行ったときに次の費用が発生した場合は、工事費およびその算定根拠、所要工期ならびに必要な対策を書面にて通知し、負担を求めることができる。

ア 当該接続に係る電源線の設置又は変更に係る費用

イ 甲の認定発電設備と当該地域を管轄する一般送配電事業者の被接続先電気工作物との間に設置される電圧の調整装置の設置、改造又は取替えに係る費用

ウ 甲の認定発電設備と被接続先電気工作物との間に設置される設備であって、当該地域を管轄する一般送配電事業者が甲の認定発電設備を監視、保護もしくは制御するために必要なもの又は甲が当該地域を管轄する一般送配電事業者と通信するために必要なものの設置、改造又は取替えに係る費用

(2) 甲を原因者としない乙と一般送配電事業者との託送供給契約や接続供給契約に必要な費用負担が生じた場合は、原則として乙が負担するものとする。

## 8 その他

(1) 予定受給電力量および通告値は、溶融炉および発電設備の運転状態、運転計画の変更、又は故障等の要因により変動があるものとする。

当センターは一般廃棄物焼却施設であり、電力売却の予定に拘束される運転

を行った場合、市民生活に重大な影響を与える可能性があるため、事前に通知した予定最大受給量等に変動があった場合でも、その差についての補償等は行わないものとする。

- (2) 乙が甲との受給契約を遵守するために計量器、通信装置およびその他付属設備(以下「通信装置等」という。)を設置する必要があるときは、乙の財産として乙の負担で設置すること。また、通信装置等の設置の必要がなくなったときは、乙の負担で撤去すること。
- (3) 甲および乙は、関連法規に基づく報告等に必要な情報の連絡について相互に協力するものとする。
- (4) 仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに準じるものとし、甲乙協議により定めるものとする。
- (5) 仕様書に定めのないその他の運用条件(連絡体制、発電計画の通知など)については、甲乙協議により申し合せるものとする。

## 9 受給電力単価積算の基礎となる資料

- (1) 受給電力量
  - ア 令和6年度余剰電力量実績(月別・時間帯別)(別紙1)
  - イ 令和7年度余剰電力量実績(月別・時間帯別)(別紙2)
  - ウ 令和6年4月～令和7年10月送電電力実績(30分値)(別紙3)
- (2) バイオマス比率実績(令和4年4月～令和7年10月)(別紙4)

## 10 見積項目

見積書に記載する項目は、以下のとおりとする。

- (1) バイオマス電気分の平日昼間夏季の単価〔円/kWh〕
- (2) バイオマス電気分の平日昼間その他季の単価〔円/kWh〕
- (3) バイオマス電気分の夜間および休日等の単価〔円/kWh〕
- (4) 非バイオマス電気分の平日昼間夏季の単価〔円/kWh〕
- (5) 非バイオマス電気分の平日昼間その他季の単価〔円/kWh〕
- (6) 非バイオマス電気分の夜間および休日等の単価〔円/kWh〕
- (7) 加重平均単価〔円/kWh〕

加重平均単価は、下記の式により算出した金額を1銭未満切り捨てとすること。

$$\text{加重平均単価} = ((A \times G) + (B \times H) + (C \times I)) \times J + ((D \times G) + (E \times H) + (F \times I)) \times K$$

A：バイオマス電気分の平日昼間夏季の単価〔円/kWh〕

B：バイオマス電気分の平日昼間その他季の単価〔円/kWh〕

C：バイオマス電気分の夜間および休日等の単価〔円/kWh〕

D：非バイオマス電気分の平日昼間夏季の単価〔円/kWh〕

E : 非バイオマス電気分の平日昼間その他季の単価 [円/kWh]  
F : 非バイオマス電気分の夜間および休日等の単価 [円/kWh]  
G : 平日昼間夏季の時間帯比率割合 11.8 [%]  
H : 平日昼間その他季の時間帯比率割合 34.2 [%]  
I : 夜間および休日等の時間帯比率割合 54.0 [%]  
J : バイオマス比率 49.124 [%]  
K : 非バイオマス比率  $(1 - J)$  50.876 [%]